

## 納税の猶予制度

市税を一時に納付できない方のために納税の猶予制度があります。

### 徴収の猶予

- A 納税者とその財産につき災害を受け、又は盗難にあったこと
- B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
- C 納税者とその事業を廃止し、又は休止したこと
- D 納税者とその事業につき著しい損失を受けたこと
- E 納税者に上記AからDに類する事実があったとき
- F 法定納期限から1年を経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

などにより、市税を一時に納付することができないときは、市（収納課）に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

#### 徴収猶予が認められた場合

- ・ 猶予期間中は猶予に係る税について、新たな督促や差押えが行われません。
- ・ 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

### 申請による換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、その市税の納期限から6か月以内に市（収納課）に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

#### 換価の猶予が認められた場合

- ・ 猶予期間中は、すでに差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ・ 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれのある財産については、新たな差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ・ 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。

## 申請の手続き

◆猶予の申請をする場合は、次の書類を提出してください。

①「徴収猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」

②災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）

※り災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書等

③財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

④収支の明細書

※猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以降の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

⑤担保の提供に関する書類

◆申請期限

◇徴収猶予

徴収猶予の要件AからEに該当する場合の徴収猶予については申請の期限はありませんが、Fに該当する場合の徴収猶予については、その本来の期限から1年以上経過した後、納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。

◇申請による換価の猶予

猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内に申請してください。

◆猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、猶予の許可又は不許可を通知します。

猶予が許可された場合は、猶予通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

## 猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、市（収納課）に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります。（当初の猶予期間と合わせて最長2年）

## 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

### ◆担保の種類

地方税法により担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・ 国債や地方債
- ・ 市長が確実と認める社債その他の有価証券
- ・ 土地、建物
- ・ 市長が確実と認める保証人による保証

### ◆担保提供が不要な場合

次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができる種類の財産がない等

## 猶予の取消し

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 猶予通知書に記載された分割納付計画のとおりの納付がない場合
- ・ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となった場合等

お問い合わせ

富士宮市役所 財政部 収納課 納税係

電話 0544-22-1129